

## 山梨県障害者自立支援協議会設置要綱

### (目的)

第1 障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会の構築を目的とし、そのために必要な相談支援体制の整備方策等について、幅広く協議するため、山梨県障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議内容)

第2 協議会は、次の各項に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 県内の地域自立支援協議会ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言すること。
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方を協議すること。
- (3) 県全体の相談支援体制のあり方を協議すること。
- (4) 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及すること。
- (5) その他、協議会において必要と認めたこと。

### (構成等)

第3 協議会の委員は、別表に掲げる関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者をもって構成し、知事が任命し、又は委嘱する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要と認められるときは、委員以外の出席を求めることができる。

### (委員の任期)

第4 委員の任期は原則として2年間とし、再任を妨げない。  
ただし、特別の事情のある場合はこの限りではない。

### (運営)

第5 協議会は、必要に応じて事務局が招集する。

- 2 協議会には、必要に応じて、協議会が所掌する事項を課題別に検討するための関係機関等から構成する部会を設置することができるものとする。
- 3 協議会には、必要に応じて、協議会の運営に必要な事項を協議し調整するため、委員から構成する運営会議を設置することができるものとする。
- 4 その他運営に必要な所掌事務は、協議会において決定する。

### (事務局)

第6 協議会の事務局は、福祉保健部障害福祉課内に置く。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会に関する事項は、座長が別に定める。

- 2 委員は、協議会において知り得た個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 協議会の協議結果については、適宜、山梨県障害者施策推進協議会と連携することとする。

### 附則

この要綱は、平成20年2月13日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。